

薬のネット販売

ご存知の方が多いと思いますが、最近テレビ新聞でインターネットによる薬の販売の善し悪しの議論が始まっています。薬の特殊性と安全性を考え、厚生労働省や薬剤師会はネット販売を無制限に許すわけには行かないという立場です。

最近のインターネットの普及で、何でもネット販売になり、薬も流通し始めてしまいました。薬は本来、薬局や薬店で直接買うように想定され許可され販売されてきました。また法律もネットは想定されておらず、その点では不備な法律ということになります。ネットで薬を販売したい業者はそこを突いてきて、ネット販売を規制する法律はないから規制するのはおかしいと言い出しております。

さらに、一般に販売されている薬が4月より3つの分類に分けられます。1分類はかなり注意して使用しなければならない薬で、薬剤師が直接販売しなければならない薬。2分類は注意が必要で資格者の説明が必要な薬。3分類は素人知識でも問題はなさそうな薬に分けられ、3分類はネット販売できる薬になります。ところがネット業者は全部販売したいと言い出しているのです。

理由は、今までネットで副作用や健康被害はない。山間僻地や薬を買いにいけない事情の人にはネットは必要だから禁止すべきでないと主張します。ところが数例ですが副作用は出ていますし、その他のまれな場合のためにリスクを増加させる分には行きません。

不用意な薬の使い方不幸にも薬害を受けてしまった方の団体も、ネットで安易に薬が売られることに反対しているのは傾聴に値すると思います。多分このサンデー情報が発行されるころはある程度の結論が出ているかもしれませんが、薬はどの分類でも、安全と効果とリスク回避のためかかりつけの薬剤師に相談しましょう。